

平和的生存権と 生命・幸福追求の 権利

日本国憲法と2015年安保法制案

志田陽子（武蔵野美術大学）

憲法は、国家が守らねばならない基本ルールです。

国家の決定の上層にいる人々は、国民の実情が見えなくなりやすい。だから、「憲法」が、国家に対して、

- 国民が生きるために必要なさまざまな権利を掲げ、
- 「国民のために働く」という国家のあり方を、いろいろなルールで確保しようとしている。
- 家にたとえれば、土台や、一番太い柱の部分。

☆国家がこうしたルールを持つことが「立憲主義」。

このルールが壊れたとき、 国家はこうなる

【お願い】 この欄に掲載するのにふさわしい写真を求めています。

上記のタイトルに合う講演用の写真を無償で提供してくださる方がいたら、当HPの問い合わせ欄までご連絡をお願いします。

2015年5月提出法案の骨子

合計で11の法案を一括審議

■ 平和安全法制整備法案 (日米安全保障法制)
10の法改正を含む

■ 国際平和支援法案 (国連PKOへの協力)
新設法案

2015年政府案の骨子

平和安全 法制整備 法案 (10本の法改正案)	①個別的自衛 (日本有事)	武力攻撃発生事態	防衛出動+武力行使
		武力攻撃切迫事態	防衛出動
		武力攻撃予測事態	出動待機
	②集団的自衛 (日本と密接な関係にある他国と共通の有事)	存立危機事態	防衛出動+武力行使
		重要影響事態	後方支援
	③☆有事とは言えない「グレーゾーン」事態に関する対処は、今回の政府法案でルール化されず、電話による閣議決定で自衛隊の行動を認める方針。野党からは領域警備に関する法案が提出されている。		
国際平和支援法案 (新法案)	④国際社会の平和への貢献	国際平和共同対処事態	治安維持活動等の任務拡大と武器使用の容認 後方支援、武器使用の容認

何が問題か

■ 「集団的自衛権」の行使（武力行使および後方支援）

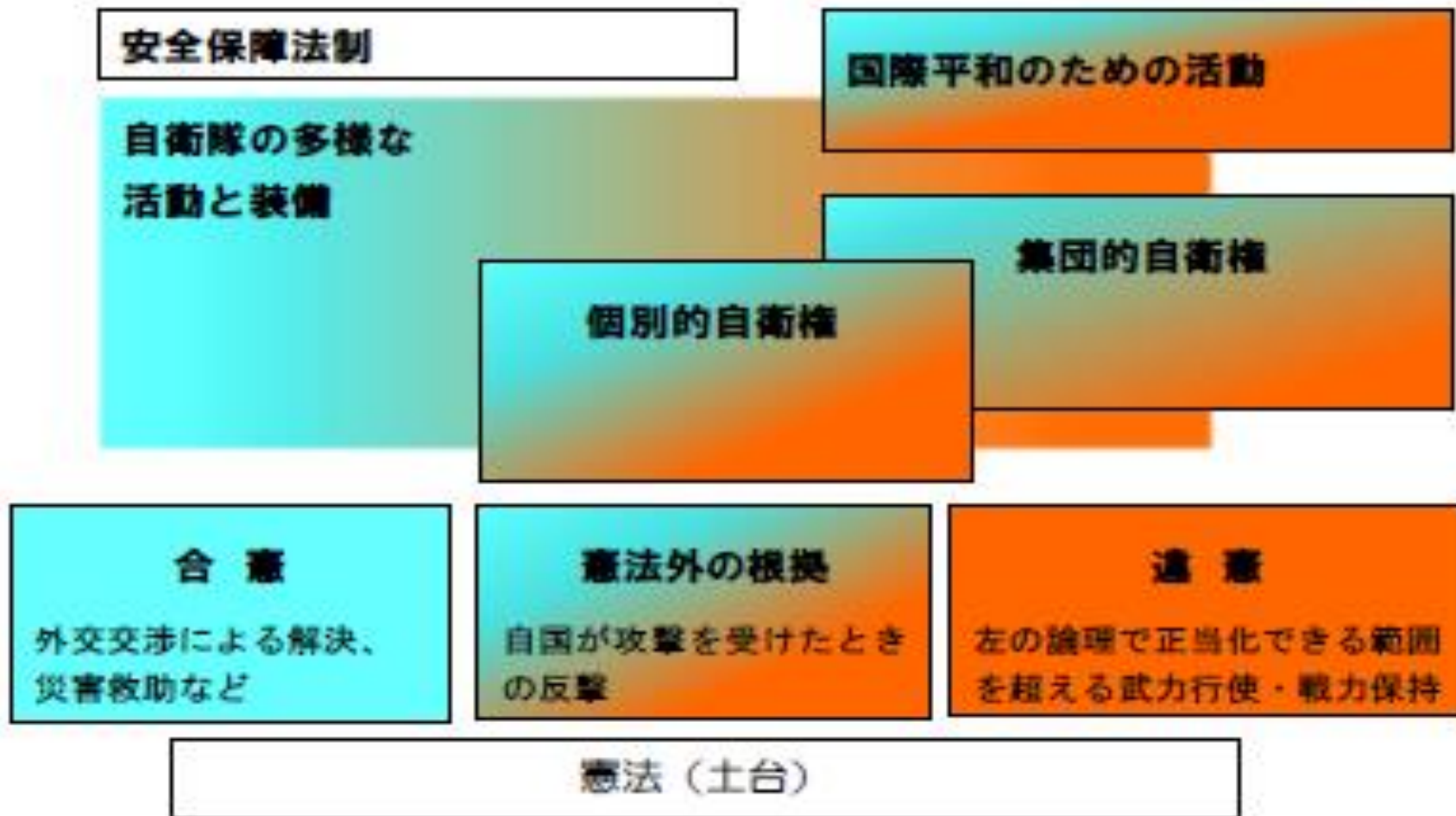
■ 後方支援内容の拡大、とくに弾薬の運搬・提供の解禁（集団的自衛、国際平和のための活動ともに問題）

- ・ どちらも、実際に行えば、日本国憲法の9条と、前文「平和的生存権」に反する
- ・ どちらも、決定を下す仕組みが憲法（立憲主義と民主主義）に反する

安全保障と憲法の関係：

グラデーションは議論があることを示します

法制度と憲法の関係



でも「自衛」は必要だよな？

「戸締り」で、玄関や庭にミサイルを仕掛けている家？

【お願い】 この欄に掲載するのにふさわしい写真またはイラストを求めています。上記のタイトルに合う講演用の写真を無償で提供してくださる方がいたら、当HPの問い合わせ欄までご連絡をお願いします。

いまの「自衛」には、以下のものが混在。

非戦闘軍事：情報収集、戦闘を伴わない人命救助そのもの（災害救助）、避難誘導、避難所の提供、国内に持ち込まれた爆弾や化学物質の無害化処理など。→原則合憲

戦闘型軍事：受けた攻撃に対して、武力をもってする戦闘。憲法9条の法文からは違憲。

「戦力に至らない実力だから合憲」

「武力行使ではあるが、自衛は憲法を超えた国家の権利だから合憲」

との考え方が政府の見解だが、...

災害救助活動

【お願い】 この欄に掲載するの
にふさわしい写真またはイラスト
を求めています。

上記のタイトルに合う講演用の
写真が無償で提供してくださる
方がいたら、当HPの問い合わせ
欄までご連絡をお願いします。

災害救助活動・復旧作業：

こういう仕事をしようとしている若者の意思を、
別方向に利用してはいけない

【お願い】 この欄に掲載するの
にふさわしい写真またはイラストを
求めています。

上記のタイトルに合う講演用の
写真を無償で提供してくださる
方がいたら、当HPの問い合わせ欄
までご連絡をお願いします。

仮に「自衛だから合憲」の立場をとったとしても、応急の自衛反撃と「戦争」は別物。

- 「日本国憲法」は、「武力の行使、威嚇」（戦争行為）を無条件で禁止し（1項）、そのための「戦力」（戦争のための軍備）と、戦争を行う権限（交戦権）を認めない、とした（2項）。→いかなる「戦争」も禁止。
- 許されるのは、実際に自分たちが攻撃を受けたときの、応急の反撃まで。可能な限り、戦闘を避けることが原則
- ☆「自衛は必要だよね」＝「自衛上必要な場合は戦争参加もしかたないよね」にはならない。

攻撃されたときは仕方がない？

「しかたない」で思考停止することの怖さ
第二次世界大戦時の報道統制による、思考停止状態
→ 善意による軍事国家化

参考DVD

杉原泰雄監修 「映像で語る わたしたちの日本国憲法」
第9巻「表現の自由とは」 00:13:20ー (戦時中の検閲)

→ 民主的コントロールと
国民の「知る権利」保障の大切さ

【究極の答】

本当に命が危ないときには、逃げるしかない！

本当に危機が迫っている中で「国民の命を守りたい」なら、避難のための方策を焦点にすべきだが、...？

真の関心は違うところにあるのだろうか...？

「平和安全法制整備法案」 をめぐる憲法問題

1. 【基本】「他国のためにする戦争」としての「集団的自衛権行使」は違憲（ここは全員一致）

→「自国の自衛」を名目にしていても、結果的にそうなってしまった時は、これも憲法違反と考えるべき。

2. 「自国民を守るためには、他国のために武力行使をする必要がある」という場合はあるのか？

→政府案「そういう場合があるから解禁が必要」

→その想定例の現実的可能性・合理性が国会で論難されている

→批判「それも自国の自衛の範囲内で考えるべき」

武力行使の場合の問題点

「武力攻撃事態」と認定されたら、

自国のための武力行使OK。

「存立危機事態」と認定されたら、

他国のための武力行使OK。

→国民の生命が危険にさらされる重大なことなので、認定のための要件はよほど慎重に絞り込む必要が。

そのための「武力行使の新3要件」は、「武力行使」を「日本国憲法」の枠内に収める歯止めになっているか？

国会での議論：「「存立危機事態」とは何を言うのか？」

これがいまいだと、歯止めがかからない！

後方支援も拡大

- 後方支援 — 武力行使そのものではなく、戦闘中の他国の軍隊のために行う軍事的支援。
(人道支援イメージで説明するのは誤り)
- 集団的自衛権の枠組みでは、「重要影響事態」で行われる
- 「国際平和支援法案」(従来のPKO協力活動)では、「国際平和共同対処事態」で行われる

「後方支援」の問題点

- 「重要影響事態」と認定されたら、他国（米軍）の武力行使への「後方支援」を行う。

→「後方支援」活動を「日本国憲法」の枠内に収めることは、不可能なのではないか？

（外国の指揮下にある軍事行動の下請けになるので）

- 「現に戦闘が行われている地域」以外なら活動可能としたが...これまでより自衛隊員の戦闘リスク増大
- 活動内容に「弾薬」の輸送・提供が含まれることになったが...→武力行使との一体化

グレーゾーンとは？

- ・有事（非常事態）とは言えない状態で、警察や海上保安庁では対処しきれないと考えられる不穏な状態。外国の船団が日本周辺海域の島に勝手に上陸している...など。

- ・法案に入らなかった「グレーゾーン事態」でも「後方支援」を行う。

- 「有事の防衛」の話を踏み外していないか

- なぜ、きちんと法律にしないの？

- 活動内容と事態認定を電話による閣議決定に委ねるので、法的コントロールと民主的コントロールが働かない！

国際平和支援法案と憲法の関係は？

1. 活動内容の拡大—治安活動が含まれることと、これに伴う必要な武器使用の容認 →武力衝突を招来する可能性→武力行使と一体化

2. 後方支援活動の拡大

①「非戦闘地域」の指定を廃し、「現に戦闘が行われている地域」以外なら活動可能とした

②活動内容に「弾薬」の輸送・提供が含まれる
→武力行使との一体化

国会質疑でも「イラク戦争」に関する指摘が。

イラク戦争をどう振り返り反省するかは、集団的自衛権行使と国際平和支援（PKO協力）の両方にまたがる問題。

参考DVD

オリバー・ストーン

「もうひとつのアメリカ史」

Vol.5 01:08:00-01:16:00

(アフガン侵攻からイラク戦争)

国際社会の平和のための貢献は、 戦闘軍事以外で、 たくさんの課題と方法がある。

- たとえば、難民への支援や受け入れ。
- 他国の戦争被害者を受け入れない国の国民が、何事かあったとき、他国に避難場所を提供してもらえるだろうか？

人権論からもアプローチ。 まず人権論の誤用に歯止めを！

- 政府案の法案趣旨説明、答弁における説明と「武力行使の新3要件」に含まれている、憲法上の人権
- 「平和のうちに生存する権利」（憲法前文）
- 国民の「生命、自由、幸福追求の権利」

両方とも、誤用されている。

平和的生存権

前文 第2段

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

☆「全世界の国民」の権利＝民間人に巻き添え被害を出さない回避義務も要請される

非難する人々

【お願い】 この欄に掲載するの
にふさわしい写真またはイラスト
を求めています。

上記のタイトルに合う講演用の
写真を無償で提供してくださる
方がいたら、当HPの問い合わせ
欄までご連絡をお願いします。

爆撃で生活を破壊される人々

【お願い】 この欄に掲載するのにふさわしい写真またはイラストを求めています。

上記のタイトルに合う講演用の写真を無償で提供してくださる方がいたら、当HPの問い合わせ欄までご連絡をお願いします。

平和的生存権は軍事行動の根拠にはならない

- 消極的側面（国家が~してはならない）：
軍事にたいして、拒否または制約
- 積極的側面（国家が~することで保障しよう）：
恐怖と欠乏からの自由を具体的に実現するための「人間の安全保障」型の支援発想
- この権利は、軍事に対しては**against**の姿勢。
「積極的に」保障するなら、軍事以外で。

生命権、幸福追求権

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

「生命権」：内容はある程度明確に合意できる

→ これに絞るのが正解。

→ 個別的自衛権までしか正当化できない

幸福追求権の誤用は深刻

- もともと、個人の権利。「幸福」の内容は各人が選ぶもの。国家から特定の内容を押し付けられること（人生の意味の画一化）を拒む権利。
- 解釈によって新しい権利を生み出していく「包括的基本権」としての役割。
生命に比べれば軽い内容も含まれる。
→この権利を要件に入れることで、武力行使容認の理由づけが広がる可能性が。（2003年の武力攻撃事態法にさかのぼって問い直す必要が）

幸福追求権の誤用と、 歯止め喪失の関係

- 内容・輪郭のあいまいな憲法上の概念が要件（根拠説明）に加わることによって、従来の個別的自衛権で了解されていた論理的・地理的・状況的制約がかからなくなる方向が、裏から正当化されてしまう。
- この「幸福」の内容が、豊かな経済的生活と結びつけられることによって生じる危険。

憲法問題：まとめ

①憲法9条が禁じる「武力行使」に至る可能性

②自衛隊員の生命権・平和的生存権を侵害する可能性が濃厚。職業選択の自由も。

☆生存権保障や就学支援を減らして自衛隊へリクルート？ →若者の将来に直結。

③他国との戦闘に参加した結果、日本の軍事基地への攻撃、日本の一般市民を巻き込むテロ攻撃を招く危険が増大。→私たちの生命・生活に直結。

これらの憲法違反問題を、政府が説明する「国民の権利」によって正当化するのは無理がある。

国民の具体的な「生命」の危機そのものに特定できない経済的損失への対処、国際社会の平和構築への貢献は、戦闘的軍事以外の手段を模索することが、憲法のもともとの要請。まずそこに立ち返ろう。

「この成り行きを選んだのは、 国民自身」？

- 「立憲民主主義」の意味 → 国民が選んだ与党・政権であっても、立憲主義の枠組みを踏み外す事柄については、ダメ出しを受ける
- 「請願権」（憲法16条）保障の意味 → 国民が、選んだ後の代表者たちに要望を伝えることは認められている。
- 「表現の自由」と「知る権利」保障の意味

国民の「良心」を国政に 反映させる必要が

- デモや勉強会の広がり
- 無人機への国際的非難（2013年国連での非難など）と、無人機のパイロットのPTSD→人間の良心に反する
- 経済倫理としての武器輸出禁止原則の見直し。非核原則の遵守と、2014年4月閣議決定による武器輸出解禁の見直し
- →日本の平和国家としての信頼と、日本人の「名誉」（憲法前文）を守る道を

次の世代のために。

無人機の誤爆多発と、パイロットのPTSD

【お願い】 この欄に掲載するのにふさわしい写真またはイラストを求めています。

上記のタイトルに合う講演用の写真が無償で提供してくださる方がいたら、当HPの問い合わせ欄までご連絡をお願いします。

2014年、武器輸出が、 閣議決定によって解禁されたが...

【お願い】 この欄に掲載するの
にふさわしい写真またはイラストを
求めています。

上記のタイトルに合う講演用の
写真を無償で提供して下さる方が
いたら、当HPの問い合わせ欄まで
ご連絡をお願いします。

ありがとうございました

今日のお話の内容は、以下に収録されています。

- ・ 志田陽子「幸福追求権、生命権、平和的生存権と安全保障

——人権論の誤用に歯止めを」電子ジャーナル「シノドス」8月18日 <http://synodos.jp/politics/14808>

- ・ 志田陽子「安全保障の岐路」
宍戸常寿・佐々木弘通編『現代社会と日本国憲法』（弘文堂、2015年中に刊行予定）